

河内国守護畠山氏における守護代と奉行人

川 岡 勉

(日本史学研究室)

はじめに

室町幕府―守護体制を基軸に展開してきた中世後期の権力支配のあり方が、戦国の動乱が激化する中でどのような変質を遂げるか、このことを見定めることは戦国期社会の評価にかかわる重要な課題である。この点に関連して、毛利氏などの国人領主権力においては、戦国期になると家臣の自立性を剥奪して家中支配が強化され、強力な家中軍隊を基盤とする戦国期権力へと脱皮していくことが指摘されている¹⁾。それに対して、守護権力に関しては、戦国期への権力的転回の実態が十分明らかにされていないが、本稿はこの点を説明する一環として、室町幕府―守護体制の中核にいた河内国守護畠山氏を取り上げ、その権力構造の変質を、とくに家臣団の編成から読み取ろうとするものである。

畠山氏は、一四世紀の末に畠山基国が初めて管領職に就任して以来、三管領家の一つとして幕政の中核を担って活動していく。基国の跡を継いだ満家とその子持国の時代に、畠山氏は最盛期を迎える。しかし、持

国の後継者をめぐる抗争から畠山氏は分裂状態に陥り、一五世紀半ば以降、長期にわたる戦乱を繰り広げていくのである。

戦国期の河内畠山氏に関しては、河内支配の実態や権力編成の特質などを中心に、近年飛躍的に研究が深化してきている²⁾。本稿では最近の研究成果をふまえながら、両畠山氏を対比しつつ、室町期から戦国期にかけて権力編成がどのように変化していくのかについて検討を加えていくことにしたい。

一 室町期の畠山氏権力

本節では、室町期の畠山氏権力はどのような家臣団に支えられていたかを、残された史料から探ってみよう。

明德三(一三九二)年、畠山基国が侍所頭人として相国寺供養に参加したとき、遊佐河内守国長を筆頭に郎等三十騎がこれに従った³⁾。三十騎の内訳は、斎藤氏が五騎、遊佐氏が四騎、神保氏が三騎とつづき、三宅・榎島氏が各二騎、このほかに菅田・隅田・椎名氏ら十四氏が各一騎を出

している。その後、応永く永享期の京都では、遊佐・斎藤・神保・菅田氏ら、五・六名の有力被官人が畠山氏の手足となって活動していたことが知られる。中でも遊佐河内守国盛と斎藤因幡守の二人は、応永末年から永享初年にかけてその名が頻出し、管領畠山満家の両使として幕閣の間の連絡や意見調整に当たっていた。このうち遊佐国盛は父国長以来河内国守護代を世襲した人物であり、もう一人の斎藤因幡守も遊佐氏と並ぶ最有力家臣である。

永享十三（一四四一）年正月二十九日、畠山持国は俄かに將軍義教の勅氣をこうむり、没落を余儀なくされた。これは上意に従わない守護に厳罰をもってあたる義教の政治姿勢によるところが大きかったが、持国と義教の関係悪化を前にして、持国を河内に下向させ弟持永に家督を継承させることを画策したのは、遊佐勘解由左衛門尉国政と斎藤因幡入道の二人であった。国政は国盛の子息で河内国守護代を継いでいた人物とみられ、斎藤氏とともに、畠山氏一流の安全を図るために代替わりをはかったのである。

ところが、まもなく嘉吉の乱で義教が暗殺されると、持永に与していた被官人たちはぞくぞくと持国のもとに走った。持国は家督交替を策した張本人である遊佐と斎藤を憎み、両名の切腹を求めた。孤立した二人は、持永を擁したまま没落してしまうことになる。幕府に再出仕した持国は、まもなく管領に就任し、五番編成からなる被官人を供奉して管領職出任始をおこなった。このときの顔触れは、一番が遊佐弾正と菅田三河、二番が遊佐連門と菅田遠江入道子息、三番が斎藤六郎左衛門尉と土肥、四番が洲田右京亮と斎藤兵庫、五番が神保と椎名次郎左衛門尉である。

以上の事実から、室町期においては、河内守護代の遊佐氏をはじめ、斎藤・神保・菅田氏ら、限られた一族から出た家臣が畠山氏権力の中枢

を占めていた様子がうかがえる。そして、畠山氏の家督の存立は、將軍家上意の承認如何にかかっていると同時に、遊佐氏や斎藤氏をはじめとする有力被官人の総意にも支えられていた。有力被官人たちは、ときに家督を交替させてまで畠山氏権力の安定をはかろうとする動きをみせたのである。

文安元（一四四四）年五月、管領持国の両使を務めた菅田備前入道・隅田佐渡入道について、「兩人者、管領中当時評定衆内宿老也」と記されている。菅田氏の台頭は前述の管領職出任始における被官人構成からもうかがえるところである（同時期に紀伊国口郡の守護代を務めた者に菅田久康がいる）。隅田佐渡入道も宝徳二（一四五〇）年に山城国上三郡の守護代に就任した人物で、彼ら守護代クラスの有力被官人が宿老として畠山氏の評定衆を主導していたのである。

室町・戦国期の守護家においては、評定衆と呼ばれる機構が共通して認められ、彼らの衆議が守護家当主の動きを規制していた。義教暗殺後の動揺する幕政を主導して「近日、畠山権勢無双也」と表現された持国の権力も、彼ら守護代クラスの有力家臣による衆議に支えられていたのである。

彼らは、評定衆に名を連ねて畠山氏権力を支えると同時に、配下の被官人を小守護代・郡代などに任じて分国経営を担当させた。遊佐河内守家が代々守護代を務めた河内の場合、遊佐氏の被官人である草部・菱木・中村氏らが下級行政機構を担った。なお、草部氏や菱木氏が和泉国出身者であったように、室町期の河内支配において河内出身者の登用は少なく、今谷明氏はそれこそが室町期的守護支配の特徴だとしている。ところで、家臣団の衆議は相互の対立関係を内包しており、単純に一元的なまとまりを示していたわけではない。守護家の被官人たちの一体的構造を指摘した久留島典子氏は、彼らが一面で強い求心性をもってい

たことを指摘している。⁹⁾だからこそ、主家が何らかの分裂をみせると、たちまちそれを契機とした被官人の分裂へと結果し、両派の抗争が熾烈化・長期化していくという。畠山氏にあっても、権力の主導権をめぐる抗争が、何よりも畠山氏の家督紛争として表面化した点が重要である。

周知の通り、畠山氏分裂の起点は、畠山持国の後継者をめぐる対立にある。もともと持国の跡目については、その弟持富が養子となつて畠山氏を相続することが治定していた。ところが、文安五(一四四八)年十一月に、持国は石清水八幡宮の社僧になつて十二才の実子を召出して元服させ、畠山氏の惣領に立てるのである。これが畠山義就(はじめ義夏)であり、まもなく持国から惣跡を譲与され、將軍家から安堵の御判を賜っている。

ところが、享徳三(一四五四)年四月、持国の宿所で家人らの陰謀が発覚した。「遊佐・神保・土肥・椎名、叛畠山伊予守、欲執立同名弥三郎成総」とあるように、持国の病を機に家人らが伊予守(義就)の排斥を策し、代わりに持富の子弥三郎成総の擁立をはかった。しかし、この陰謀は事前に露見し、首謀者とみられる神保父子が遊佐国助に攻められて討死したほか、土肥・椎名氏ら十七人が没落するのである。

畠山氏の分裂・抗争を論じた熱田公氏は、『康富記』の「畠山被官人等一揆背伊予守」という記事から、この事件の根本原因を被官人の分裂と抗争に求めている。たしかに、この一揆参加者の中には、当時の畠山家臣団の主流派と思われる人々は見出せない。例えば、山城下五郡守護代の遊佐河内守国助をはじめ、山城国上三郡守護代の隅田佐渡入道、河内国守護代の西方国賢、さらに誉田氏や甲斐庄氏らは、むしろ一貫して持国・義就を支持して活動するのである。逆に、弥三郎擁立を策した神保・遊佐・土肥・椎名氏らは、熱田氏の言うように、いずれも越中と深いかわりをもつ被官人であり、畠山氏家臣団においては反主流派と捉

えることができる。したがって、この事件は神保氏を中心とする反主流派の被官人グループによる権力闘争という色彩が濃厚である。

但し、この陰謀が、何よりも義就を排斥して別の後継者を擁立する動きとして表面化した点に注意する必要がある。その淵源は、かつて持国によつてなされた強引な後継者の変更であり、これに対する反発が家臣団の分裂を引き起こしていったと考えざるをえない。恐らくは、後継者からはずされた持富の不満が神保氏を中心とする被官人グループと結びつき、それが持国の病を機に、持富の子弥三郎擁立の陰謀となつて表れたとみるべきであろう。そして彼らの背後には畠山氏の強盛を喜ばない細川勝元がおり、さらに大和の国人層の利害も絡んで内紛が長期化していくのである。

前述したように、室町期の畠山氏権力は評定衆を構成する有力被官人の衆議に依存する面が大きかった。このことは、守護権力の安定を保証するものであると同時に、逆に分裂を生み出す要因ともなりえた。畠山持国は彼らの支持を取り付けることに細心の注意を払う必要があつたにもかかわらず、後継者を強引に交替させたことで自ら分裂の火種を生み出してしまったのである。

二 義就流畠山氏における守護代と奉行人

両畠山氏の抗争は当初義就方が優勢であり、享徳四(一四五五)年の河内合戦を制して、弥三郎方を追い落とした。ところが長祿四(一四六〇)年になると、義就方は大幅な勢力の減退をきたす。この年五月、紀伊の合戦で守護代遊佐豊後守盛久・神保近江入道父子・木沢山城守ら七〇〇余人が戦死し、十月の大和龍田の合戦では河内国守護代遊佐国助、山城国両守護代の誉田金宝・誉田祥栄らを失うのである。義就方の有力

家臣が軒並み戦死を遂げたことで、被官人の構成は大幅に変化したものと考えられる。

このあと一旦吉野に没落した義就は、文正元（一四六六）年に河内に帰還し、そのまま上洛して応仁の乱を引き起こすことになる。応仁二（一四六八）年五月の義就方家臣奉書には、遊佐就家・菅田就康・遊佐盛貞・斎藤宗時・木沢助秀の五名が連署しており、当時の義就方の中心メンバーが知られる。¹³しかし、文明七（一四七五）年に菅田某が死去したとき、「彼被官人共近日濟々逝去或遁世籠居」と記されており、被官人の死や隠棲が相次いで義就方は衰運に向かった。このような情勢の中で、義就は国内の力関係の逆転をはかるために河内帰国を決意し、同九年に応仁の乱は終わりを告げた。河内に下向した義就は、新たに菅田屋形を建設し、ここを拠点に分国支配を強めていくのである。

この頃から、義就の権力編成に重要な変化が認められる。第一に、義就直属の馬廻衆が、義就方を構成する重要な軍事力の一つとして見出されることである。義就が河内に入部したときの軍勢は、馬上二〇〇余騎・具足二〇〇〇余人とされるが、先陣を勤めた遊佐中務が馬上二五騎、後陣を固めた菅田氏が馬上四二騎であったのに対し、義就は馬上七五騎・射手八〇余人・楯一八〇余帖を従えている。¹⁴文明十五年に義就方が北河内の犬田城を攻めたときには、攻手の軍兵の中に菅田や遊佐と並んで馬廻衆が名を連ねている。¹⁵

第二に、義就側近の奉行人層の台頭である。文明十六年、義就は山城の寺社本所領のうち、興福寺・春日社・石清水八幡宮領については頼いを加えないことを約した。このとき義就の意をうけて山城国内の所務を担当していたのが、花田・小柳・豊岡の三奉行である。¹⁶義就方においては寺門奉行の菅田三郎左衛門尉が興福寺との交渉窓口であったが、五月末に派遣された興福寺の使者は菅田が若江に在陣していたため、花田・

小柳の両名を介して義就に取り継ぎを求めている。¹⁸十一月にも興福寺は義就に使者を送り、菅田方より事書の披露を求めるとともに、内々に花田と小柳を通じて申し入れをおこなうのである。¹⁹

ここに名前のみえる花田家清・小柳貞綱・豊岡慶綱の三名の連署奉書が、金剛寺や観心寺に残されており、彼らは「河内三奉行」と呼ばれている。²⁰寺門奉行を務める菅田氏の如き行政事務を分掌して公的支配を担う奉行人と違って、彼らは義就に直接結びついてその意志を支える奉行人であった。このうち豊岡氏は義就から大和の平群郡に給恩地を与えられた河内国人であり、花田氏も河内の八上郡花田郷出身の国人とみられる。小柳氏の出自は不明であるが、同じく河内国内に基盤をもっていた可能性が高い。

このように在国支配体制を確立した義就は、国内の領主層を登用しながら自らの直接的基盤を固め、これを通じて河内経営を強めていった。直属の軍隊や官僚層を生み出したところに、戦国期の守護家の一つの達成を見出すことができよう。こうした中にあるのは、守護代をはじめとする旧来の家臣たちの地位は相対的に低下していかざるをえない。

延徳二（一四九〇）年、前年来体調を崩していた義就は、年末に五十四才で死去した。義就の死は、畠山氏権力の内部に新たな事態を生じさせた。すなわち、翌年二月、義就と個人的に結びつくことで台頭してきた「河内三奉行」のうち、花田・豊岡の二人が国を追われ、小柳貞綱一人が残るのである。²²この事件は遊佐と菅田の所行と伝えられ、彼ら有力家臣が奉行人を追い落として発言力を高めようとしたものと考えられる。事件直後に遊佐就家が金剛寺に安堵状を発給しており、義就の子息次郎基家への家督継承が整うまで、河内国守護代として守護権を代行する動きをみせた。

このあと基家は、將軍足利義材の河内出陣によって窮地に陥ったが、

明応の政変勃発で危機を脱した。ところがやがて、有力家臣である遊佐と菅田の間で対立・抗争が起きる。明応六（一四九七）年、両氏の知行する在所の地下人どうしが橋島用水をめぐる合戦に及んだことをきっかけに、基家方を二分する武力衝突に発展するのである。この合戦は遊佐氏の勝利に終わるが、この機に乗じて政長流の畠山尚順勢が侵攻を開始し、たちまち河内制圧を果した。基家はまもなく反攻に転じたが、菅田や平の寝返りに遭って敗退し、遊佐河内守や遊佐越中守子息ら、有力家臣を失ってしまう。以後も義就流畠山氏はふるわず、基家自身も同年に自害に追い込まれるのである。

基家自害後の不安定な時期に、遊佐河内守家を継いで活動したとみられるのは遊佐就盛である。しかし同時に、基家の遺児義英を支える奉行人の活動が確認される。文亀元（一五〇一）年十二月、義英が観心寺に対し「御構ノ堀銭」を賦課したとき、上使として遣わされたのは、遊佐氏より若党二人、「両奉行」（小柳・木沢）より各一人の計四名であった。²³ 役銭徴収が、守護代遊佐氏ルートと奉行人ルートという、二系統からなされている点は大変興味深い。また翌年五月、観心寺学侶は古市郡西浦の田地の安堵を求めて畠山氏に申状を提出したが、この申状は一通が御屋形様（義英）の奉行所、もう一通が遊佐河内守の奉行所に提出されている。²⁴ やはり、守護奉行人ルートと守護代ルートが併存していたのである。

永正元（一五〇四）年七月十八日、義英は観心寺に対して全部で七通に及ぶ禁制・安堵状・寄進状を発給し、名実ともに義就流畠山氏の家督継承者としての活動を開始した。このとき同じ日付で、守護代遊佐就盛も段銭以下の課役免許状を発している。²⁵ ここで就盛は、延徳三年の基家安堵状と前守護代遊佐就家の下知状を権利認定の根拠としている。就家下知状といっても、実は基家安堵状の旨に任せて遵行すべきことを小守

護代に命じたものにすぎない。しかし、それが就盛の段階で権利認定の根拠とされたことの意味はやはり大きい。矢田俊文氏は、守護による権利付与の文書と守護代発給の文書という、二つがそろってはじめて権利が保証される時代が到来したと評価している。²⁶ 前述した守護奉行人ルートと守護代ルートの併存という事態とも符合する事実とみることができよう。

もちろん、観心寺の権利を保証する根本文書である禁制・安堵状・寄進状などの発給主体はあくまでも畠山義英なのであって、遊佐氏がそれに代わる権限を行使できたわけではない。したがって、守護の文書と守護代の文書は、同等の機能を果たしたとはいえない。しかし、自害した基家の跡継ぎが幼年であり、細川政元の後援を得て辛うじて政長流畠山氏に対抗しようという状況下において、義就流畠山氏の権力編成は一六世紀初頭以降、大きく変質を遂げていった。守護家と守護代家がそれぞれに奉行人機構を整えて自立性を高めながら、両者が重層的に結合する形で畠山氏権力が維持されていくのである。

この時期の畠山氏奉行人についてみると、前述した文亀元年の時点で「両奉行」として名前が見えたのは小柳・木沢両氏であった。このうち小柳貞綱は、義就の時代から「河内三奉行」を務めていた人物で、義就の死後豊岡・花田両氏が追放されたあとも、奉行人としての地位を保持していた。貞綱以後も、大永・享禄年間には小柳家綱がしばしば奉行人奉書に連署しており、永正年間に両奉行人の一方を務めた康綱も小柳氏であった可能性が高い。さらに、天文末年に畠山在氏・同尚誠のもとで活動したのは、木沢矩秀と小柳綱であった。このように小柳氏は、義就流畠山氏の歴代を通じて、奉行人としての活動が認められるのである。

一方、小柳氏と並んで「両奉行」の地位にあった木沢氏は、一五世紀から畠山氏の被官人として名前のみえる一族であり、一六世紀に入ると

義就流畠山氏の奉行人として台頭してくる。とくに大永末年以降、義英の子義堯の時代に急速に勢力を拡大するのが木沢長政である。長政は、大永七（一五二七）年に遊佐堯家が京都の合戦で敗れて出奔した後、河内国守護代に就任したとされる。このことは、守護代を世襲してきた遊佐河内守家が没落し、畠山氏権力の重層的構造が解消されたことを意味する。

長政の強大化の要因は、何よりも細川晴元との緊密な結びつきにある。義就流畠山氏が細川京兆家に支えられて存続していた事情を背景に、長政は晴元から個人的な信頼を勝ち取り、これを自身の権力の源泉として畠山氏の権力秩序を改変させていくのである。そして、やがて主人の義堯に背いて兵を挙げ、享禄五（一五三二）年には一向一揆の援軍を得て義堯を自害に追い込むまでになる。

義堯の死後、長政は観心寺に安堵状・禁制などを発給して河内の支配権掌握を示したが、まもなく義堯の弟在氏を畠山氏家督に擁立し、自身はその守護代として河内経営をおこなった。天文六（一五三七）年十一月十三日、在氏は観心寺に対して禁制・安堵状・寄進状など七通の文書を発給して家督継承者としての立場を明示した。ところが、同じ日に長政の父木沢浮泛も観心寺に安堵状を発給しており、その中には「任御代々御判之旨并長政一行」という文言が認められる。畠山氏家督による継日安堵と並んで長政の安堵状が権利認定の根拠とされたのである。

なお、このとき観心寺側は、安堵をうけるに際して畠山氏権力の主立った人々に礼銭を送り届けている。すなわち、「飯盛御屋形様」（在氏）に三貫文、三人の「御屋形様御奉行」（平英正・井口美濃守・木沢中務丞）に各一貫文、木沢浮泛・長政父子に各一貫文、取継人となった窪田家利に二貫文である。守護奉行人ルートが木沢父子から自立する形で維持されていたようにもみえるが、三奉行の一人である木沢中務丞は実は

長政の弟である。遊佐河内守家に代わって守護代となった木沢氏は、同時に守護家の奉行人機構にも基盤をもっているのであり、もはや畠山氏家督はこれに対抗する力を持ちえなかった。

それから四年後、木沢長政は細川晴元に背いて兵を挙げ、翌天文一一年三月に政長流畠山氏の軍勢と戦って敗死してしまう。長政の死は、義就流畠山氏の衰亡をも決定づけるものであった。牢人となった在氏はやがて晴元に帰参して生き残りをはかるけれども、三好氏と結んだ政長流畠山氏に圧倒されていった。天文十八年六月、在氏の後継者である尚誠から継日安堵をうけた観心寺は、尚誠に礼銭二貫文を送るとともに、両奉行（小柳綱・木沢矩秀）にも各一貫文を送っている。このように奉行人層に支えられながら細々と活動をつづけた義就流畠山氏であったが、再び河内の支配権を回復する日が訪れることはなかったのである。

三 政長流畠山氏における守護代と奉行人

政長流畠山氏は、享徳三（一四五四）年の義就排斥事件以来、義就の家督継承を忌避する被官人たちが中心になって擁立した一流である。しかし、この陰謀の首謀者であった神保父子・土肥・椎名氏らが討死・没落したこともあって、分裂当初の政長流畠山氏の権力基盤は強固なものではなかった。むしろ、義就流畠山氏に対抗する大和国衆や細川氏に支えられる面が強かったといえる。合戦の主力も大和国衆であったし、長禄三（一四五九）年の政長擁立も大和の成身院光宣の計略によるものであった。

畠山氏の本国である河内においても、義就方に比べて国人層の組織化は立ち遅れていたようである。しかし、長禄四年の合戦を機に義就方は大幅な勢力後退をきたし、両畠山氏の力関係は逆転する。まもなく吉野

に没落した義就に代わって、政長方の河内経営が開始され、守護代遊佐河内守長直が中心となって国内に勢力を植えつけていくのである。

応仁の乱中は、政長方が河内の主要部を押えて優位を示した。京都の戦乱が長引く中で、分国経営の重要性がこれまで以上に認識されるようになる。政長は「国成敗」のために遊佐長直を河内に下向させている。³⁰しかし、文明九（一四七七）年に義就が河内に帰国すると、長直は国外逃亡を余儀なくされており、国内の力関係は再び逆転することになる。

政長は同十四年に河内に下向して、義就方に合戦を挑んだ。両畠山氏の対陣が長期化する中で、明応二（一四九三）年には、將軍足利義材が義就流畠山氏を退治するため出陣にふみきった。ところが、明応の政変勃発によって義材は將軍の座を追われ、義材と行動を共にしていた政長も正覚寺の合戦で自害に追い込まれてしまう。このとき、守護代の遊佐長直をはじめ、政長方の主立った家臣が多数討ち死にしている。それから四年後、義就流畠山氏の内紛にも助けられて、政長の子尚順が念願の河内制圧を果たした。そして、永正・大永年間には、細川高国と結んだ政長流畠山氏が河内国内で優勢を示すのである。

さて、政長流畠山氏においても、尚順期から守護奉行人の活動が活発化している。

この時期に政長流畠山氏の奉行人として活動した人々には、神保慶恵・丹下盛祐・池田光遠・丹下盛賢・足代行忠・三宅道三・曾我山崇らがいる。とくに丹下盛賢は、守護代の文書に匹敵するほど堂々たる様式を備えた文書を発給しており、尚順とその子植長の支配を支えた。³¹このように、義就流畠山氏よりも遅れたとはいえ、政長流において一五世紀末以降、奉行人機構の整備が認められるのである。

但し、義就が応仁の乱終結以降自ら河内に下向して在地支配を強めて

いったのに対して、管領を務める政長の河内支配は守護代の遊佐長直に依存する面が大きかった。政長と長直が正覚寺合戦で死去したのは、遊佐順盛が尚順の河内経営を支えた。とくに、永正五（一五〇八）年以降、尚順が在京して幕政に関与することが多くなると、在地に対する順盛の影響力はますます拡大していくことになる。義就流畠山氏が細川澄元と結んで蜂起した同八年七月には、河内の守護権を代行して「国之儀」を固守する順盛に將軍義尹の御内書が発給されている。³²

そして、この頃から遊佐氏の被官・奉行人とみられる人々が、活発な活動を展開しはじめる。同九年五月、草部伊家・走井康秀・田川重忠の三名は、橋島亀井の地を關所地に含めずに真観寺に引き渡すよう、兩代官（萱振・吉益氏）に命じている。³³この土地は当時係争地となっており、糺明の結果、先年畠山政長が買得して真観寺に寄進したものであったことが判明したからである。

ここに名前のみえる草部・走井・田川氏や萱振・吉益氏は、いずれも遊佐氏の被官として河内支配に深くかかわった人々である。このうち萱振・吉益については、両氏が天文十四（一五四五）年と翌十五年に発給した連署状が真観寺に残されており、同二年には萱振氏が河内の上郡代であったことも確認できる。³⁴天文年間の史料にみえる「遊佐内河内兩郡代」という記述を考えあわせると、両氏は永正年間以来、遊佐氏の配下で河内の兩郡代を務めていたと判断されよう。

一方、草部・走井・田川の三氏については、遊佐氏の奉行人と捉えるのが適当であろう。郡代を務めていた吉益氏もやがて奉行人に連なったものとみられ、天文末年には金剛寺や高安郡給人中に宛てた走井・田川・吉益氏の連署状が残されている。以上のように、遊佐氏は配下の奉行人や兩郡代を駆使して、關所地の管理、所務相論の裁定、課役の徴収などに当たらせた。順盛が自らの被官に關所地を預け置いた事例も認め

られ、遊佐氏は在地を直接に把握することによって自立性を強めていくのである。

畠山尚順は子息植長が元服した永正十二年頃より京都を去って紀伊に在国した。³⁸⁾河内の支配権はひきつづき守護代遊佐順盛の手に握られており、同十五年には大和の国人箸尾・万歳氏を退治するよう命じた幕府奉書が遊佐氏に宛てて発給されている。³⁹⁾同十七年八月、紀伊の広域にいた尚順が内衆と合戦に及び、打ち負けて逃亡するという事件が起きる。これは尚順の支配に不満をもつ紀伊の国人が遊佐順盛と示し合わせて尚順を追放したものとみられ、植長の弟が広域に入った。⁴⁰⁾順盛の影響力は河内ばかりでなく紀伊にまで及んでおり、植長を擁して畠山氏権力の実権を握っていたことが知られよう。

大永末年以降、細川晴元の後押しをうけた義就流畠山氏が攻勢に出る中で、天文三(一五三四)年、政長流畠山氏の側では遊佐順盛の子長教が当主植長を廃して紀伊に追放し、弟長経を後継者に擁立するという事件が起きる。このあとも畠山氏の家督は変転を重ねており、同五年以降は畠山晴熙が高屋城に拠り、同七年には晴熙に代わって高屋に入城した畠山弥九郎が家督を承認されている。家臣たちの支持を失った長経は、同十年に至って毒殺されてしまう。さらに、翌十一年に弥九郎が高屋城を出奔すると、遊佐氏らは紀伊の植長を再び当主に迎えるのである。

このように、政長流畠山氏においては、当主が在京して幕政に関する機会が多かったこともあり、政長期の遊佐長直以来、分国支配に関しては守護代遊佐河内守家に依存する面が大きかった。このことは家督の地位を頗る不安定なものにしていき、紀伊国人と示し合わせて尚順を紀伊から追い落とした順盛や、植長を河内から追放した長教など、遊佐河内守家は畠山氏を脅かすほどの勢力を振るうのである。天文六年に遊佐長教が金剛寺領を安堵したときも、畠山氏の判物のみならず父順盛の証

状を権利認定の根拠にしており、在地支配に関する遊佐氏の権限は畠山氏に匹敵するほどの高まりをみせていった。

とはいえ、以上の如き強大な権限をふるった遊佐氏も、守護畠山氏に取って代わろうとしていたわけではない。大永七(一五二七)年六月の高野山金剛峯寺加明院来迎堂修理勸進帳には、畠山一族につづいて遊佐順盛を筆頭とする十二名の人々が連署しており、守護権力の内部で家格秩序が維持されていたことが指摘されている。⁴¹⁾しかし、この十二名の中には、丹下・三宅・池田・足代らの守護奉行人層に混しって、草部伊家・走井四郎兵衛尉など遊佐氏の奉行人とみられる者が含まれている。畠山氏権力の内部で遊佐氏の被官人が台頭していたことが知られよう。

畠山植長の河内帰国後は、守護代遊佐長教とその配下の走井盛秀、守護奉行人系列の丹下盛賢や平盛知・斎藤四郎右衛門尉らが、畠山氏権力の中枢を構成していた。天文一四(一五四五)年に植長と老臣丹下盛賢が相ついで亡くなると、畠山氏の後継者がなかなか決まらない中で、遊佐長教のもとにますます権力が集中していった。前述の田川・走井・草部・吉益・菅振氏をはじめ、行松・菱木・由上・恩智・安見氏ら、遊佐氏被官とみられる者たちが、一段と活発化な活動を展開するのである。彼らは課役の賦課・免除、相論の裁定、百姓の統制など、在地を直接的に秩序づける役割を担った。

このように遊佐氏の被官人が台頭するにつれて、遊佐氏自身も彼らの統制に腐心せざるをえなくなる。『天文日記』天文五(一五三六)年七月二三日条によれば、本願寺に音信を寄せた遊佐長教は、父順盛の時と同様の親交を求め、法主証如の一筆を所望してこれを内者に見せたいと述べている。本願寺法主との交信により自身を権威づけ、被官人の統制をはかろうとしたのであろう。『同』天文七年二月六・八日条では、本願寺門徒の河内還住の許可を求められた長教が、年寄共に尋ねた上で返

事を与える旨を述べている。ここでいう年寄とは遊佐氏の重臣を指すものと思われ(菱木孫左衛門を遊佐氏の内で三番目の年寄とする記述が認められる)⁴²。被官人が発言力を高めていたことがうかがえる。

天文二〇(一五五一)年五月、長教が上郡代の菅振氏の手にかかって暗殺されるという事件が起きる。菅振氏は長教を殺害して河内の支配権を奪取しようとしたのであろう。ところが、このあと菅振氏は下郡代の安見宗房と対立を深め、翌年二月になって、菅振一族やこれに同心する野尻・中小路氏らは、宗房によって肅清されてしまうのである。

若江郡菅振を本拠地とする菅振氏は、「米錢以下充滿シ彼国ニテハ随分ノ果報者ニテアリケル」と表現されるほどの経済力を誇り、永正年間以来遊佐氏から上郡代に任じられていた一族である。一方の安見宗房は、錦部郡にいた彼方氏の間から身を起し、長教に鎗の名手として目をつけられて急速に台頭してきた人物である。戦国期の遊佐氏は、彼ら在地の小領主・地侍層を積極的に組織していくことによって強大な権力を獲得したのであるが、いまや遊佐氏自身によって権力を脅かされるに至ったのである。

両氏の資格は、守護畠山氏・守護代遊佐氏はもとより、守護奉行人丹下氏や守護代奉行人走井氏などよりも低かったとみられる。にもかかわらず、より在地に密着した彼ら郡代クラスの手に河内支配の実権が下降していく現象が認められるのである。但し、一連の事件の後も、守護畠山氏や守護代遊佐氏の地位が否定されたわけではない。⁴³菅振一族の肅清後まもなく、畠山高政が守護家督に就任し、遊佐太藤がその守護代を務めているように、⁴⁴守護家―守護代家の資格はこれ以後も存続しており、その内部で河内支配の実権が下降していくのである。

おわりに

室町期から戦国期にかけて、両畠山氏の権力編成の変遷をたどっていると、互いの共通点と相違点が浮かび上がってくる。室町期にあっては、畠山氏は室町幕府―守護体制の中枢に地位を占め、それを背景とするこゝとで分国支配を実現させていた。京都における管領畠山氏の活動を支えていた有力家臣たちは、同時に各分国の守護代となり、自己の被官を小守護代や郡代に任用して現地の行政に当たらせた。河内国内の領主層が分国支配に登用されるケースは多くなかったのである。

一五世紀半ばに両畠山氏の分裂・抗争が始まると、双方ともに軍事力の増強、権力編成の強化を求められ、室町期の権力編成からの脱皮が迫られた。とくに義就流畠山氏は、幕府―守護体制の枠組からいちはやく離脱して、自力で河内経営を展開する立場に立たされた。応仁の乱の終結後に河内に下向した義就は、自らを在国して分国支配に専念し、河内出身者を奉行人に組織して行政機能を担当させた。守護代を世襲する遊佐河内守家も、これに対抗して独自に奉行人制を整備しており、守護奉行人ルートと守護代ルートが併存しながら、それぞれに在地性を深化させていくのである。

しかし、一六世紀初頭以降、細川高国と結びついた政長流畠山氏が河内を制圧し、義就流を圧倒していく。守護代遊佐河内守家が国内基盤を失って弱体化する中で、義就流畠山氏は専ら奉行人層に支えられる形で河内支配の回復をはかった。とくに奉行人層の中から台頭した木沢長政は、細川晴元と結びつくことで強大化し、畠山氏当主を自害に追い込むまでになる。しかし、細川政権の内部抗争の中で長政が失脚したことに伴って、長政に支えられていた義就流畠山氏自体が衰退に向かうのである。

これに対して、応仁の乱をはさんで幕府―守護体制の一翼を担い、在京して幕政に関与することの多かった政長流畠山氏においては、分国支配は守護代遊佐河内守に依存する面が大きかった。逆にいえば、守護奉行人など独自の権力基盤を確立する面が立ち遅れたのである。そのため、畠山尚順が紀伊から追放され、畠山植長も河内から追放されたように、家督継承者の地位は頗る不安定であり、河内支配の実権は一貫して遊佐氏に握られていたとみられる。とくに一六世紀に入ってから、小領主・地侍層の成長が顕著であり、遊佐氏は彼らを積極的に登用して下級行政機構に包摂する形で自立性を強めていった。しかし、やがて守護代自身も在地から浮き上がる傾向を辿り、一六世紀半ばには遊佐長教が暗殺される事態を招いたのである。

両畠山氏の権力編成の変遷をたどってみると、室町期から戦国期への移行にあたって、守護権力の対応には大きく二つの方向がありえたことがうかがえる。守護家督が奉行人層を駆使して分国支配を主導するか、守護代家に依存する面を強めていくか、の二コースである。そしてこれと共通する動きは、他の守護権力にあっても指摘できるのではなからうか。例えば、応仁の乱をはさんで勢力を伸長させ、戦国期の守護権力へと脱皮を遂げていった近江の六角氏の場合、領国支配文書からは六角氏―守護代伊庭氏、六角氏―奉行人という、二つの支配系統の並存が読み取れるという⁷⁾。伊庭氏が幕府と直接結びつきながら強大化して独自に直状を発給するようになる一方、六角氏奉行人奉書も機能や効力を拡大させていくのである。ところが、伊庭氏は文亀二(一五〇二)年と永正一一(一五一四)年の二度にわたって反乱を起こして没落し、以後は六角氏―奉行人の系統が領国支配機構の中核を占めていくことになる。

戦国期守護権力において二つの方向がどのような形で現れるかは、それぞれ守護権力の置かれていた政治的立場と深く関連している。両畠

山氏の場合、守護奉行人制の整備と守護代の自立化をとくに確認することができ、とくに義就流においては奉行人に支えられる面が強く、これに対し政長流では守護代の自立性が顕著である。この差異は、両畠山氏の歴史的歩みの相違、とくに室町幕府―守護体制とのかわり方の違いが、大きな要因をなしていたとみられる。畿内近国における戦国期社会への展開プロセスが、両畠山氏の権力編成にも色濃く影を落としていたのである。戦国期の守護権力を論じるとき、二つの方向がどのように関わり合って各権力の内部構造を特質づけていくのか、それを戦国期の幕府―守護体制と関連づけながら、それぞれの守護権力に即して分析していくことが求められる。

それにしても、戦国期の深まりとともに守護も守護代も次第に在地から浮き上がり、より在地に密着した権力が分国支配の実権を掌握する傾向が強まっていくにもかかわらず、それでもなお守護―守護代の家格は根強く維持されていることがあらためて注目される。守護家の代替わりに際して、將軍家がこれを安堵しつづけ、在地寺院などが新守護による継目安堵を求める動きも根強い。分国支配の実権がどんなに下降しても、守護は守護代に擁立され、守護代はその被官人に擁立されるという構造自体は容易に廃棄されなかった。分国支配権を国政上で公認されていたのはあくまでも守護家なのであり、戦国期の公権は家格と密着しながらなお存続していくのである。

注

(1) 松浦義則「戦国期毛利氏『家中』の成立」(『史学研究五十周年記念論叢 日本編』一九八〇年)、矢田俊文「戦国期毛利権力における家来の成立」(『ヒストリア』九五、一九八二年)。

- (2) 近年の弓倉弘年・小谷利明・矢田俊文・森田恭二氏らの研究を参照された。
- (3) 『相国寺供養記』(『群書類従』釈家部)。
- (4) 『満濟准后日記』など。
- (5) 『康富記』嘉吉二年八月二十二日条。
- (6) 『建内記』文安元年五月十九日条。
- (7) 『大乘院日記目録』宝徳三年九月一日条。
- (8) 今谷明「守護領国支配機構の研究」(法政大学出版局、一九八六年)。
- (9) 久留島典子「領主の一揆と中世後期社会」(『岩波講座日本通史』第九巻、一九九四年)。
- (10) 『立川寺年代記』(『後鑑』享徳三年四月三日条)。
- (11) 熱田公「畠山家分裂のはじまりをめぐる一越中と大和」(楠瀬勝編『日本前近代と北陸社会』、一九八九年)。
- (12) 『康富記』享徳三年八月二十一日条。
- (13) 『山科家礼記』応仁二年六月十三日条。
- (14) 『大乘院寺社雑事記』文明七年二月二十三日条。
- (15) 『大乘院寺社雑事記』文明九年十月二日条。同年九月二十三日条によれば、義就が出家したときの軍勢は三五〇騎・甲二〇〇〇余とされている。
- (16) 『大乘院寺社雑事記』文明十五年九月九日条。
- (17) 『多聞院日記』文明十六年三月二十九日・四月二十七日・五月六日条。
- (18) 『多聞院日記』文明十六年六月二日条。
- (19) 『多聞院日記』文明十六年十一月二十日条。
- (20) 『大乘院寺社雑事記』延徳三年二月二十五日条。
- (21) 『多聞院日記』文明十年九月十日条。
- (22) 『大乘院寺社雑事記』延徳三年二月二十五日条。
- (23) 文龜元年十二月十六日付「観心寺衆議評定事書」(『観心寺文書』五二〇)。
- (24) 文龜二年五月八日付「観心寺学侶等申状案」(『観心寺文書』五七三)。
- (25) 永正元年七月十八日付「遊佐就盛折紙写」(『観心寺文書』五八二)。
- (26) 矢田俊文「戦国期河内国畠山氏の文書発給と銭」(『ヒストリア』一三二、一九九一年)。
- (27) 天文六年十一月十三日付「木沢浮泛折紙」(『観心寺文書』二三五)。

- (28) 天文六年十一月十三日付「畠山氏継目判物札銭注文」(『観心寺文書』三八〇)。
- (29) 天文十八年六月四日付「畠山氏継目判物札銭等注文」(『観心寺文書』三八四)。
- (30) 『大乘院寺社雑事記』文明八年四月二十日条。
- (31) 小谷利明「戦国期の守護家と守護代家―河内守護畠山氏の支配構造の変化について―」(『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』三、一九九二年)。
- (32) (永正八年)七月九日付「足利義尹御内書案」(『大日本史料』第九編之三)。
- (33) 永正九年五月十二日付「草部伊家・走井康秀・田川重忠連署状」(『真観寺文書』)。
- (34) 天文十四年十一月二十八日・同十五年六月一日付「菅振賢継・吉益匡弼連署状」(『真観寺文書』)。
- (35) 興福寺所蔵「良尊大般若経奥書」。
- (36) 『天文日記』天文五年七月二十八日条。
- (37) (永正二年)十一月一日遊佐順盛書状(『羽曳野市史』第四巻)。
- (38) 弓倉弘年「室町時代紀伊国守護・守護代等に関する基礎的考察」(『和歌山県史研究』一七、一九九〇年)。
- (39) 『春日社司祐雑記』永正十五年六月五日条(『大日本史料』第九編之八)。
- (40) 石田晴男「守護畠山氏と紀州」(『歴史学研究』四四八、一九七七年)。
- (41) 小谷利明「戦国期の守護家と守護代家」(前掲)。
- (42) 『天文日記』天文十二年正月二十日条。
- (43) 興福寺所蔵「良尊大般若経奥書」。
- (44) 興福寺所蔵「良尊大般若経奥書」。
- (45) 弓倉弘年「戦国期河内国守護家と守護代家の確執」(米原正義先生古希記念論集「戦国織豊期の政治と文化」、統群書類従完成会、一九九三年)。
- (46) 小谷利明「『天文御日記』にみえる河内守護勢力と本願寺」(八尾市立歴史民俗資料館研究紀要)五、一九九四年)。
- (47) 細溝典彦「六角氏領国支配機構の変遷について」(『年報中世史研究』五、一九八〇年)。

川
岡
勉

(一九九七年四月三〇日受理)